

今後の
住民記録・印鑑登録システム
標準仕様書の修正点（案）

令和 5 年 6 月 30 日

第19回検討会論点

	論点	概要
1	印鑑登録証明事務処理要領改正（利用者証明用電子証明書のスマホ搭載）に伴う対応	<ul style="list-style-type: none">利用者証明用電子証明書のスマホ搭載に伴う印鑑登録証明事務処理要領の改正を踏まえ、印鑑登録システム標準仕様書の機能要件について追記を行う。（詳細はp2,3）
2	文字（MJ+）の市区町村間における連携方法（転出証明書）	<ul style="list-style-type: none">「地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書【2.0版】」において、標準準拠システムの文字セットをMJ+とすることとされたため、転出証明書における市区町村間の文字（MJ+）連携方法について住民記録システム標準仕様書に明記する。（詳細はp4）

1. 印鑑登録証明事務処理要領改正（利用者証明用電子証明書のスマホ搭載）に伴った対応事項

凡例
青字下線：追加
赤字取消線：削除

- 印鑑登録証明事務処理要領改正（利用者証明用電子証明書のスマホ搭載）に伴う印鑑登録システム標準仕様書における主な修正点について下記に示します。

印鑑登録システム標準仕様書修正内容

#	修正ポイント	印鑑登録システム標準仕様書修正内容
1	<p>印鑑登録証明事務処理要領の一部改正に伴う修正</p> <ul style="list-style-type: none">利用者証明用電子証明書のシリアル番号については、「個人番号カード用」に加えて「移動端末設備用」が発行されている場合があるが、印鑑登録システムにおいて用いるシリアル番号は、個人番号カード用利用者証明用電子証明書のシリアル番号であることを追記する。	<p>5.4.1. 個人番号カード（利用者証明用電子証明書を利用）の利用</p> <p>【実装必須機能】</p> <p>個人番号カードに記録されている利用者証明用電子証明書を利用して印鑑登録者識別カードとして利用することができること（利用者証明用電子証明書が効力を失っていないことの確認及び電子利用者証明が有効になされたことの確認が必要。）。</p> <p>この場合、JPKI利用者ソフトを利用して<u>個人番号カード用</u>利用者証明用電子証明書の<u>シリアル番号</u>の送付を受け<u>シリアル番号を</u>登録できること。</p> <p>また、<u>個人番号カード用</u>利用者証明用電子証明書が再発行された際、及び個人番号カードが再交付された際に、JPKI利用者ソフトを利用して<u>個人番号カード用</u>利用者証明用電子証明書のシリアル番号を読み込み再登録できること。</p> <p>【考え方・理由】</p> <p>シリアル番号の読み込みは本人が暗証番号を入力した場合を想定している。</p> <p>利用者証明用電子証明書の有効期限切れや個人番号カードの再交付等に伴い利用者証明用電子証明書が更新された上で、当該利用者証明用電子証明書を利用した印鑑登録証明書の交付請求があった場合、当該利用者証明用電子証明書の有効性を確認のうえ、JPKI利用者ソフトを利用して<u>個人番号カード用</u>当該利用者証明用電子証明書の<u>シリアル番号</u>を読み込み、再登録（<u>個人番号カード用</u>当該利用者証明用電子証明書の<u>シリアル番号</u>をを修正）できることとした。</p> <p>このことにより、利用者証明用電子証明書の更新・失効に伴う再発行等の際には、従前の印鑑登録情報を抹消する必要はない。</p> <p><u>利用者証明用電子証明書のシリアル番号については、「個人番号カード用」に加えて「移動端末設備用」が発行されている場合があるが、印鑑登録システムにおいて用いるシリアル番号は、個人番号カード用利用者証明用電子証明書のシリアル番号であることを明記している。</u></p>

1. 印鑑登録証明事務処理要領改正（利用者証明用電子証明書のスマホ搭載）に伴った対応事項

凡例
 青字下線：追加
 赤字取消線：削除

印鑑登録システム標準仕様書修正内容

#	修正ポイント	印鑑登録システム標準仕様書修正内容																			
1	<p>(続き)</p> <ul style="list-style-type: none"> 個人番号カード用利用者証明用電子証明書に代えて、移動端末設備に記録されている移動端末設備用利用者証明用電子証明書を利用して印鑑登録証明書の交付を受けることが可能であることを追記する。 	<p>第7章 用語</p> <p>印鑑登録証【いんかんとうろくしょう】……（中略）</p> <p>印鑑登録証等の種類とその概要を下表に示す。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">印鑑登録証等の種類</th> <th rowspan="2">概要</th> </tr> <tr> <th>券種</th> <th>区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>印鑑登録証</td> <td>紙・プラスチックカード等</td> <td>券面に登録番号を記載</td> </tr> <tr> <td>印鑑登録者識別カード</td> <td>登録申請者又はその代理人の申請に基づき、印鑑の登録を受けている者を識別するための磁気又は集積回路を付したカード</td> <td> ・磁気又は集積回路に必要な事項を記録 ・記録されている登録番号を呼び出し、印鑑登録証明書を出力できること。 ・暗証番号を利用する場合は、登録者暗証番号が一致した場合のみ印鑑登録証明書を出力できること。 </td> </tr> <tr> <td rowspan="2">個人番号カード（印鑑登録証又は印鑑登録者識別カードとして利用）</td> <td>個人番号カード（条例等利用領域又は磁気テープ等の利用）</td> <td>条例等利用領域又は磁気テープ等に必要な事項を記録 印鑑登録証明書の交付時に登録者暗証番号の照合が必要</td> </tr> <tr> <td>個人番号カード（利用者証明用電子証明書を利用）</td> <td> 印鑑登録証明書の交付時に利用者証明用電子証明書が効力を失っていないことの確認及び電子証明書が有効になされたことの確認が必要 ※なお、個人番号カード用利用者証明用電子証明書に代えて、移動端末設備に記録されている移動端末設備用利用者証明用電子証明書を利用した印鑑登録証明書の交付を受けることが可能（利用者証明用電子証明書が効力を失っていないことの確認及び電子利用者証明が有効になされたことの確認が必要。）。 </td> </tr> <tr> <td>有効期限切れの住基カード（印鑑登録証又は印鑑登録者識別カードとして利用）</td> <td></td> <td>条例利用領域又は磁気テープ等に必要な事項を記録 印鑑登録証明書の交付時に登録者暗証番号の照合を実施</td> </tr> </tbody> </table>	印鑑登録証等の種類		概要	券種	区分	印鑑登録証	紙・プラスチックカード等	券面に登録番号を記載	印鑑登録者識別カード	登録申請者又はその代理人の申請に基づき、印鑑の登録を受けている者を識別するための磁気又は集積回路を付したカード	・磁気又は集積回路に必要な事項を記録 ・記録されている登録番号を呼び出し、印鑑登録証明書を出力できること。 ・暗証番号を利用する場合は、登録者暗証番号が一致した場合のみ印鑑登録証明書を出力できること。	個人番号カード（印鑑登録証又は印鑑登録者識別カードとして利用）	個人番号カード（条例等利用領域又は磁気テープ等の利用）	条例等利用領域又は磁気テープ等に必要な事項を記録 印鑑登録証明書の交付時に登録者暗証番号の照合が必要	個人番号カード（利用者証明用電子証明書を利用）	印鑑登録証明書の交付時に利用者証明用電子証明書が効力を失っていないことの確認及び電子証明書が有効になされたことの確認が必要 ※なお、個人番号カード用利用者証明用電子証明書に代えて、移動端末設備に記録されている移動端末設備用利用者証明用電子証明書を利用した印鑑登録証明書の交付を受けることが可能（利用者証明用電子証明書が効力を失っていないことの確認及び電子利用者証明が有効になされたことの確認が必要。）。	有効期限切れの住基カード（印鑑登録証又は印鑑登録者識別カードとして利用）		条例利用領域又は磁気テープ等に必要な事項を記録 印鑑登録証明書の交付時に登録者暗証番号の照合を実施
印鑑登録証等の種類		概要																			
券種	区分																				
印鑑登録証	紙・プラスチックカード等	券面に登録番号を記載																			
印鑑登録者識別カード	登録申請者又はその代理人の申請に基づき、印鑑の登録を受けている者を識別するための磁気又は集積回路を付したカード	・磁気又は集積回路に必要な事項を記録 ・記録されている登録番号を呼び出し、印鑑登録証明書を出力できること。 ・暗証番号を利用する場合は、登録者暗証番号が一致した場合のみ印鑑登録証明書を出力できること。																			
個人番号カード（印鑑登録証又は印鑑登録者識別カードとして利用）	個人番号カード（条例等利用領域又は磁気テープ等の利用）	条例等利用領域又は磁気テープ等に必要な事項を記録 印鑑登録証明書の交付時に登録者暗証番号の照合が必要																			
	個人番号カード（利用者証明用電子証明書を利用）	印鑑登録証明書の交付時に利用者証明用電子証明書が効力を失っていないことの確認及び電子証明書が有効になされたことの確認が必要 ※なお、個人番号カード用利用者証明用電子証明書に代えて、移動端末設備に記録されている移動端末設備用利用者証明用電子証明書を利用した印鑑登録証明書の交付を受けることが可能（利用者証明用電子証明書が効力を失っていないことの確認及び電子利用者証明が有効になされたことの確認が必要。）。																			
有効期限切れの住基カード（印鑑登録証又は印鑑登録者識別カードとして利用）		条例利用領域又は磁気テープ等に必要な事項を記録 印鑑登録証明書の交付時に登録者暗証番号の照合を実施																			

2. 文字 (MJ+) の市区町村間における連携方法 (転出証明書)

- 住民記録システム標準仕様書における修正点について下記に示します。

住民記録システム標準仕様書修正内容

#	修正ポイント	住民記録システム標準仕様書修正内容																				
1	<p>文字 (MJ+) の市区町村間における連携方法の明記</p> <ul style="list-style-type: none"> データ要件・連携要件標準仕様書【第2.0版】にて標準準拠システムの文字セットはMJ+とすることとされたが、転出証明書に印字するQRコードで表現可能な文字コードは「半角ASCIIと全角SJIS (SJISで表現できない文字は?に置き換える)」となっているため、QRコード印字欄の余白に、「?」で表記されてしまった文字のMJ+文字図形名を印字することにより、転入先の職員においてもMJ+への変換が容易となるよう、帳票レイアウトを修正する。 データ項目の順目つ項目内に表記されている順番どおりに上から印字し、その旨の説明について帳票の下部に印字する。 	<p>20.3.2 転出証明書</p> <table border="1"> <tr> <td>届出日</td> <td>令和元年12月3日</td> <td>転出予定年月日</td> <td>令和元年12月4日</td> </tr> <tr> <td>転出先住所</td> <td colspan="3">東京都港区虎ノ門2-2-1 虎ノ門ハイツ101号</td> </tr> <tr> <td>転出前住所</td> <td colspan="3">東京都千代田区霞が関2-1-2</td> </tr> <tr> <td>転出前の世帯主</td> <td colspan="3">住民 太郎</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>氏名</td> <td>住民 太郎</td> <td>氏名</td> <td>ZHANG YULIN 張 玉蓮</td> </tr> </table> <p>【MJ+文字図形名欄】 MJ+000001 MJ+000002 MJ+000003</p> <p>【MJ+文字図形名欄】 MJ+000001 MJ+000002 MJ+000003</p> <p>【MJ+文字図形名欄】 MJ+000001 MJ+000002 MJ+000003</p> <p>【注意事項】 ・QRコードを読み込んだ結果SJISで表現できない文字「?」があった場合にMJ+文字図形名を印字する記載例を示している。 ・「?」が多かった場合に備えてQRコード欄の縦幅最大限に記載できる。</p> <p>説明文を追加 「※ QRコードにおいて表現できない文字 (「?」で表記) がある場合にMJ+文字に変換するための文字図形名をデータ項目順かつ項目内に表記されている順に、【MJ+文字図形名欄】に上から順に印字している。」</p> <p>※ QRコードにおいて表現できない文字 (「?」で表記) がある場合にMJ+文字に変換するための文字図形名をデータ項目順かつ項目内に表記されている順に、【MJ+文字図形名欄】に上から順に印字している。</p>	届出日	令和元年12月3日	転出予定年月日	令和元年12月4日	転出先住所	東京都港区虎ノ門2-2-1 虎ノ門ハイツ101号			転出前住所	東京都千代田区霞が関2-1-2			転出前の世帯主	住民 太郎			氏名	住民 太郎	氏名	ZHANG YULIN 張 玉蓮
届出日	令和元年12月3日	転出予定年月日	令和元年12月4日																			
転出先住所	東京都港区虎ノ門2-2-1 虎ノ門ハイツ101号																					
転出前住所	東京都千代田区霞が関2-1-2																					
転出前の世帯主	住民 太郎																					
氏名	住民 太郎	氏名	ZHANG YULIN 張 玉蓮																			

4. 継続検討事項

- 下記事項については引き続き検討を進めてまいります。

継続検討事項	状況と今後の方向性
1 氏名の振り仮名法制化に伴う対応	<ul style="list-style-type: none">• 戸籍法・住民基本台帳法改正により氏名の振り仮名が法令上の記載事項とされたことに伴い、住民記録・印鑑登録・戸籍附票システムにおける振り仮名に関する機能について追記、修正を行う予定。
2 文字（MJ+）の市区町村間における連携方法 （住基ネットを通じた市区町村間連携）	<ul style="list-style-type: none">• 「地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書」に基づき、標準準拠システムの文字セットがMJ+とすることが定められたことに伴い、住基ネットを通じた市区町村間での電文送受信における文字（MJ+）連携方法を検討し、住民記録・戸籍附票システムに関する機能について追記を行う予定。

4. 標準仕様書改定スケジュール

- 標準仕様書改定に向けたスケジュール（予定）は以下のとおりです。

